



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	令和7年度固定資産の価格等の決定及び固定資産課税台帳への登録	行財政局税務部税制企画課	2
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	3
告示	指定公金事務取扱者の指定(関西エアポート神戸株式会社)	港湾局空港調整課	4
告示	会計管理者の権限に属する事務の委任について	行財政局税務部税制企画課	5
告示	令和6年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道本山村合併236号線)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道本山村合併225号線)	建設局道路管理課	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道樫谷村合併第212号線)	建設局道路管理課	11
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道水呑木津線)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道福谷4号線、市道見津が32号線、市道見津が丘33号線、市道池谷22号線)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道押部木津32号線)	建設局道路管理課	14
告示	海浜公園における有料公園施設の使用料徴収業務の委託	建設局公園部魅力創造課	15
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	17
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	21
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	23
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	25
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	26
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	27
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	30
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	31
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	32
告示	神戸市指定文化財の指定、神戸市登録文化財の登録及び神戸市指定文化財の指定解除	文化スポーツ局文化財課	34

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(水谷自治会)	地域協働局地域活性課	35
告示	市営住宅退去者滞納家賃等徴収業務の委託	建築住宅局住宅管理課	38
告示	神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務の委託	教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課	39
告示	港湾施設の供用休止	港湾局経営課	40
告示	神戸港港湾関連用地の滞納賃貸借料等にかかる収納業務の委託	港湾局経営課	41
公告	神戸市市民公園条例による市民の木等の指定	建設局公園部魅力創造課	42
公告	神戸国際港都建設下水道事業の認可に係る図書の写しの縦覧(神戸市公共下水道)	都市局都市計画課	43
公告	開発行為に関する工事の完了(灘区赤坂通3丁目)	都市局都市計画課	44
消防局	神戸市火災予防条例第49条第2項ただし書きの規定に基づき、火災予防上支障がないと認める措置を定める件	消防局予防部査察課	45
消防局	神戸市火災予防条例第17条に基づき消防長が定める避雷設備の指定について	消防局予防部査察課	46
教育委員会	神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	47
市税事務所	市税事務所長の権限に属する事務の専決規程の制定について	行財政局税務部税制企画課	49
その他	神戸市立学校園教員採用選考試験案内	教育委員会事務局教職員人事課	59
訂正	令和7年4月1日付神戸市公報第3904中	都市局景観政策課	60

神戸市告示第621号

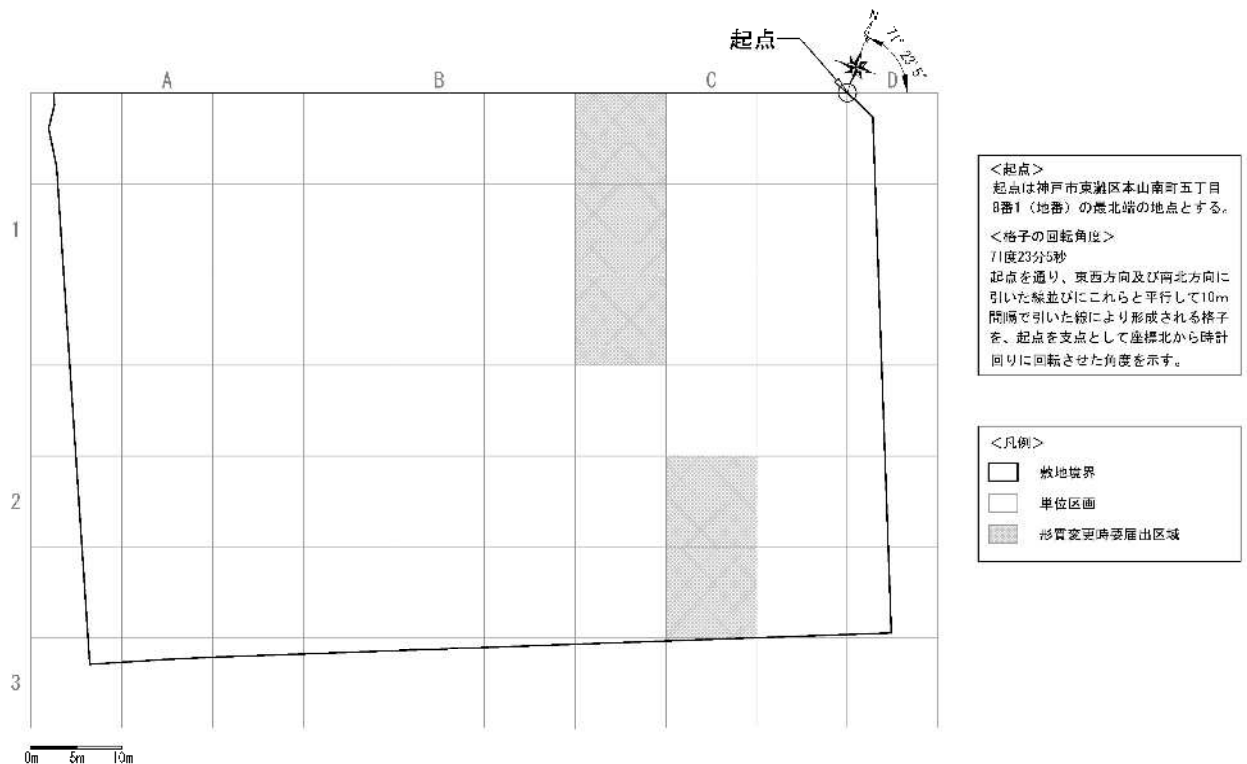
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和7年3月27日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
東灘区本山南町5丁目8番1の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別図



神戸市告示第622号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により令和7年度の固定資産の価格等を令和7年3月31日に決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第623号

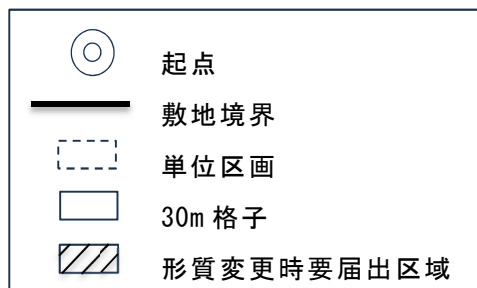
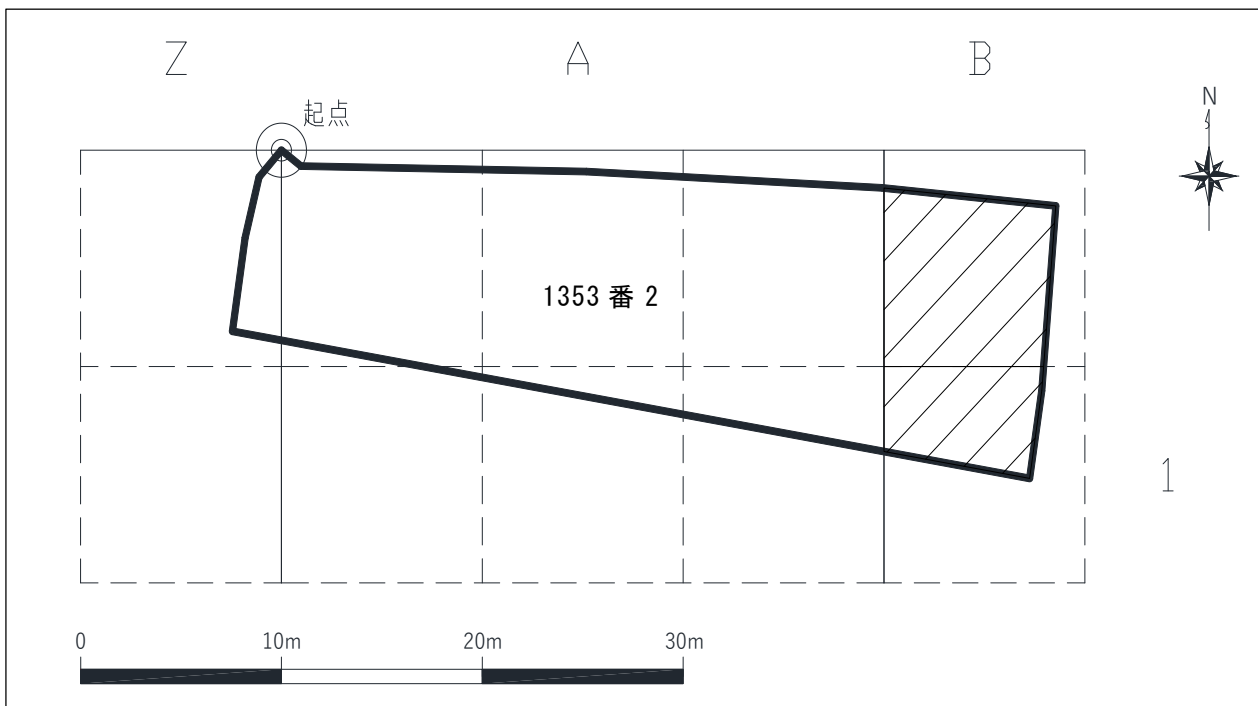
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和7年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
西区伊川谷町有瀬字古苗代1353番2の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別図



＜起点＞

起点は、西区伊川谷町有瀬字古苗代 1353 番 2 の最北端。

＜格子の回転＞

格子の回転は行わなかった。

神戸市告示第 624 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収及び収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務名
使用料等の徴収及び収納業務
- 2 指定公金事務取扱者
 - (1) 名称 関西エアポート神戸株式会社
 - (2) 事務所の所在地 神戸市中央区神戸空港 1 番
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和 7 年 3 月 27 日
- 5 委託する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
 - (1) 神戸空港条例別表第 1（第 18 条関係）の停留料
 - (2) 別表第 2（第 19 条関係）の使用料
 - (3) 光熱水費、管理費等
- 7 連絡先
 - (1) 担当 神戸市港湾局空港調整課
 - (2) 電話 078（595）6272

神戸市告示第1号

会計管理者の権限に属する事務の委任（令和2年3月告示第863号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

別表第1（会計管理者の事務の一部委任）に次の1号を加える。

- 9 区役所、支所及び出張所において市税事務所の職員が取り扱う市税に関する諸証明の発行手数料の出納に関すること。

別表第1 出納員の項中「関すること。」を「関すること（地域協働局住民課三宮証明サービスコーナーにおいて市税事務所の職員が取り扱う市税に関する諸証明の発行手数料の出納に関することを含む。）」に改める。

神戸市告示第34号

令和7年臨時市会で令和7年1月14日議決された令和6年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年度神戸市一般会計補正予算

令和6年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,290,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ927,134,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		191,888,984	11,290,000	203,178,984
	2 補 助 金	30,921,034	11,290,000	42,211,034
歳 入 合 計		915,844,530	11,290,000	927,134,530

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民 生 費		312,524,664	11,290,000	323,814,664
	1 民生総務費	29,613,621	11,290,000	40,903,621
歳 出 合 計		915,844,530	11,290,000	927,134,530

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 民生費	1 民生総務費	暮らし支援臨時特別給付金	11,290,000

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

神戸市告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月22日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 236号線	神戸市東灘区岡本1丁目 134番8地先から	新	13.70	最大 5.20 最小 5.10
		神戸市東灘区岡本1丁目 140番4地先まで	旧	13.70	最大 4.20 最小 4.10

神戸市告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月22日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 225号線	神戸市東灘区本山南町6丁目77番1地先から	新	42.80	最大 6.00 最小 6.00
		神戸市東灘区本山南町6丁目77番1地先まで	旧	42.80	最大 6.00 最小 5.80

神戸市告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月22日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	櫛谷村合併 第212号線	神戸市西区櫛谷町池谷字口 緑谷201番1地先から	新	34.50	最大 11.40 最小 4.00
		神戸市西区櫛谷町池谷字口 緑谷201番2まで	旧	34.50	最大 3.80 最小 3.40

神戸市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月22日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	水呑木津線	神戸市西区押部谷町木津字根土40番1地先から	新	77.70	最大 32.40 最小 10.10
		神戸市西区押部谷町木津字根土27番8地先まで	旧	77.70	最大 5.20 最小 3.60

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

神戸市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年4月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月22日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	福谷4号線	神戸市西区井吹台北町5丁目7地先から 神戸市西区櫨谷町福谷245番3地先まで	600.00	最大 17.00 最小 6.00
市道	見津が丘32号線	神戸市西区見津が丘2丁目1番8地先から 神戸市西区見津が丘2丁目1番5地先まで	215.00	8.00
市道	見津が丘33号線	神戸市西区見津が丘1丁目24番地先から 神戸市西区見津が丘2丁目3番13地先	350.30	8.00
市道	池谷22号線	神戸市西区櫨谷町長谷字光松谷7番74地先から 神戸市西区櫨谷町池谷字山ノ谷249番地先まで	450.00	最大 18.40 最小 5.20

神戸市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年4月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月22日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	押部木津32号線	神戸市西区押部谷町木津根土36番1地先から神戸市西区押部谷町木津字廣垣250番1地先まで	570.00	最大 9.00 最小 4.00

神戸市告示第41号

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

神戸市都市公園条例の規定に基づく海浜公園球技場及びテニスコートの使用料の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

東京都千代田区大手町1丁目7番2号

須磨海浜公園パークマネジメント組織

代表団体 株式会社サンケイビル

代表取締役社長 飯島 一暢

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年3月17日

5 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年4月1日

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

海浜公園球技場及びテニスコートの施設使用料

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

神戸市告示第42号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2875200913	ホームヘルプステーション西神戸岩岡営業所	兵庫県神戸市西区竜が岡3丁目11-3	ファーストメディカル株式会社	兵庫県明石市大久保町大窪1408番地の2	令和7年2月28日	訪問介護
2875201044	青山ケアセンター神戸西	兵庫県神戸市西区神出町宝勢774-173	株式会社青山ケアサポート	大阪府大阪市中心区安土町一丁目8番15号 野村不動産大阪ビル12階	令和7年2月28日	訪問介護
2875202786	なごみケア	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬39-18	株式会社ハートウォーミング	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬39-18	令和7年2月28日	訪問介護

神戸市告示第43号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860290564	訪問看護ステーション すもも	兵庫県神戸市灘区城内通1丁目8番7 3階	合同会社 SOMAKA	兵庫県神戸市灘区王子町一丁目1番14号	令和7年3月1日	介護予防訪問看護
2860290564	訪問看護ステーション すもも	兵庫県神戸市灘区城内通1丁目8番7 3階	合同会社 SOMAKA	兵庫県神戸市灘区王子町一丁目1番14号	令和7年3月1日	訪問看護
2865290700	精神科訪問看護ステーション ピース	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬859-1 エクセレンス雅 207号	株式会社 MIRACLE	兵庫県神戸市西区北別府三丁目1-6	令和7年3月1日	介護予防訪問看護
2865290700	精神科訪問看護ステーション ピース	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬859-1 エクセレンス雅 207号	株式会社 MIRACLE	兵庫県神戸市西区北別府三丁目1-6	令和7年3月1日	訪問看護

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

2870203243	株式会社ゴ トウ・ア ズ・プラン ニング 甲 南営業所	兵庫県神戸 市灘区弓木 町5丁目1 番167号	株式会社ゴ トウ・ア ズ・プラン ニング	兵庫県姫路 市豊富町御 蔭 500 番地 93	令和7年3 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2870203243	株式会社ゴ トウ・ア ズ・プラン ニング 甲 南営業所	兵庫県神戸 市灘区弓木 町5丁目1 番167号	株式会社ゴ トウ・ア ズ・プラン ニング	兵庫県姫路 市豊富町御 蔭 500 番地 93	令和7年3 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870203243	株式会社ゴ トウ・ア ズ・プラン ニング 甲 南営業所	兵庫県神戸 市灘区弓木 町5丁目1 番167号	株式会社ゴ トウ・ア ズ・プラン ニング	兵庫県姫路 市豊富町御 蔭 500 番地 93	令和7年3 月1日	特定福祉用 具販売
2870203243	株式会社ゴ トウ・ア ズ・プラン ニング 甲 南営業所	兵庫県神戸 市灘区弓木 町5丁目1 番167号	株式会社ゴ トウ・ア ズ・プラン ニング	兵庫県姫路 市豊富町御 蔭 500 番地 93	令和7年3 月1日	福祉用具貸 与
2870203250	訪問介護い まケア	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通一丁目 3番14号浅 野ビル202 号室	合同会社e -N i l e	兵庫県神戸 市東灘区御 影山手五丁 目26番8号	令和7年3 月1日	訪問介護
2870603954	アグロハピ ネス神戸駒 ヶ林店	兵庫県神戸 市長田区南 駒栄町1- 7	株式会社ホ ームセンタ ーアグロ	兵庫県宍粟 市山崎町今 宿 129 番地 の1	令和7年3 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2870603954	アグロハピ ネス神戸駒 ヶ林店	兵庫県神戸 市長田区南 駒栄町1- 7	株式会社ホ ームセンタ ーアグロ	兵庫県宍粟 市山崎町今 宿 129 番地 の1	令和7年3 月1日	福祉用具貸 与

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

2870703713	ボヌール居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市須磨区中島町2丁目2-1	双葉商工株式会社	兵庫県神戸市須磨区中島町二丁目2番1号	令和7年3月1日	介護予防支援
2870703713	ボヌール居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市須磨区中島町2丁目2-1	双葉商工株式会社	兵庫県神戸市須磨区中島町二丁目2番1号	令和7年3月1日	居宅介護支援
2870703721	ボヌール	兵庫県神戸市須磨区中島町2丁目2-1	双葉商工株式会社	兵庫県神戸市須磨区中島町二丁目2番1号	令和7年3月1日	訪問介護
2875004380	居宅介護支援事業所エーワン	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町4丁目7-7-315号	合同会社エーワン	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町四丁目7-7-315号	令和7年3月1日	介護予防支援
2875004380	居宅介護支援事業所エーワン	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町4丁目7-7-315号	合同会社エーワン	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町四丁目7-7-315号	令和7年3月1日	居宅介護支援
2875205532	ケアプランセンター風と緑	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬317-2	医療法人八十嶋病院	兵庫県神戸市須磨区飛松町5丁目2番地の1	令和7年3月1日	介護予防支援
2875205532	ケアプランセンター風と緑	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬317-2	医療法人八十嶋病院	兵庫県神戸市須磨区飛松町5丁目2番地の1	令和7年3月1日	居宅介護支援

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

2875205540	訪問介護あ いびー神戸 事業所	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 39-18	合同会社あ いびー	兵庫県西宮 市六湛寺町 1番12号p e r f e c t l i f e 西宮 406	令和7年3 月1日	訪問介護
------------	-----------------------	---------------------------------	--------------	--	--------------	------

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

神戸市告示第44号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870203250	訪問介護いまケア	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通一丁目3番14号浅野ビル202号室	合同会社e-Nile	兵庫県神戸市東灘区御影山手五丁目26番8号	令和7年3月1日	介護予防訪問サービス
2870203250	訪問介護いまケア	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通一丁目3番14号浅野ビル202号室	合同会社e-Nile	兵庫県神戸市東灘区御影山手五丁目26番8号	令和7年3月1日	生活支援訪問サービス
2870703721	ボヌール	兵庫県神戸市須磨区中島町2丁目2-1	双葉商工株式会社	兵庫県神戸市須磨区中島町二丁目2番1号	令和7年3月1日	介護予防訪問サービス
2870703721	ボヌール	兵庫県神戸市須磨区中島町2丁目2-1	双葉商工株式会社	兵庫県神戸市須磨区中島町二丁目2番1号	令和7年3月1日	生活支援訪問サービス
2875205540	訪問介護あいびー神戸事業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬39-18	合同会社あいびー	兵庫県西宮市六湛寺町1番12号perfect life 西宮 406	令和7年3月1日	介護予防訪問サービス

2890600451	ちゅうりっ ぷデイサー ビス	兵庫県神戸 市長田区松 野通3丁目 2番13号ア ヴニール松 野101号室	株式会社 GAKU	兵庫県神戸 市長田区川 西通5丁目 107番地の 7	令和7年3 月1日	介護予防通 所サービス
2892000940	エブリィさ んよう明石	兵庫県明石 市太寺大野 町2694-1	株式会社さ んよう	大阪府大阪 市北区大淀 中2-11- 8	令和7年3 月1日	介護予防通 所サービス

神戸市告示第45号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870602774	ちゅうりっぷデイサービス	兵庫県神戸市長田区松野通3丁目2番13号 アヴニール松野 101 号	株式会社援	兵庫県神戸市長田区松野通3丁目2番13号 アヴニール松野 101 号	令和 7 年 2 月 28 日	介護予防通所サービス
2875200913	ホームヘルプステーション西神戸 岩岡営業所	兵庫県神戸市西区竜が岡3丁目11-3	ファーストメディカル株式会社	兵庫県明石市大久保町大窪1408番地の2	令和 7 年 2 月 28 日	介護予防訪問サービス
2875200913	ホームヘルプステーション西神戸 岩岡営業所	兵庫県神戸市西区竜が岡3丁目11-3	ファーストメディカル株式会社	兵庫県明石市大久保町大窪1408番地の2	令和 7 年 2 月 28 日	生活支援訪問サービス
2875201044	青山ケアセンター神戸西	兵庫県神戸市西区神出町宝勢 774-173	株式会社青山ケアサポート	大阪府大阪市中心区安土町一丁目8番15号 野村不動産大阪ビル 12 階	令和 7 年 2 月 28 日	介護予防訪問サービス

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

2875201044	青山ケアセンター神戸西	兵庫県神戸市西区神出町宝勢 774-173	株式会社青山ケアサポート	大阪府大阪市中心区安土町一丁目 8番15号 野村不動産 大阪ビル12階	令和7年2月28日	生活支援訪問サービス
2875202786	なごみケア	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 39-18	株式会社ハートウォーミング	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 39-18	令和7年2月28日	介護予防訪問サービス

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

神戸市告示第46号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600451	ちゅうりっぷデイサービス	兵庫県神戸市長田区松野通3丁目2番13号アヴニール松野101号室	株式会社GAKU	兵庫県神戸市長田区川西通5丁目107番地の7	令和7年3月1日	地域密着型通所介護
2890800739	ツクイ神戸名谷グループホーム	兵庫県神戸市垂水区名谷町猿倉242-1	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市長南区上大岡西1-6-1	令和7年3月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2890800739	ツクイ神戸名谷グループホーム	兵庫県神戸市垂水区名谷町猿倉242-1	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市長南区上大岡西1-6-1	令和7年3月1日	認知症対応型共同生活介護

神戸市告示第47号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止辞退の年月日	サービスの種類
2895000020	イノセントケア有野	兵庫県神戸市北区有野中町3丁目29-22	株式会社イノセントケア	兵庫県神戸市北区有野中町3丁目29-11	令和7年2月15日	小規模多機能型居宅介護
2870602774	ちゅうりっぷデイサービス	兵庫県神戸市長田区松野通3丁目2番13号 アヴニール松野101号	株式会社援	兵庫県神戸市長田区松野通3丁目2番13号 アヴニール松野101号	令和7年2月28日	地域密着型通所介護

神戸市告示第48号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2810201182	訪問介護い まケア	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通一丁目 3 番 14 号 浅野ビル 202 号室	合同会社 e - N i l e	兵庫県神戸 市東灘区御 影山手五丁 目 26 番 8 号	令和 7 年 3 月 1 日	居宅介護
2810201182	訪問介護い まケア	兵庫県神戸 市灘区鹿ノ 下通一丁目 3 番 14 号 浅野ビル 202 号室	合同会社 e - N i l e	兵庫県神戸 市東灘区御 影山手五丁 目 26 番 8 号	令和 7 年 3 月 1 日	重度訪問介 護
2810502159	ヘルパース テーション 詩	兵庫県神戸 市兵庫区三 石通 2 丁目 2 番 5 号	合同会社詩	兵庫県神戸 市長田区若 松町一丁目 3 番 6 号	令和 7 年 3 月 1 日	居宅介護
2810502159	ヘルパース テーション 詩	兵庫県神戸 市兵庫区三 石通 2 丁目 2 番 5 号	合同会社詩	兵庫県神戸 市長田区若 松町一丁目 3 番 6 号	令和 7 年 3 月 1 日	重度訪問介 護

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

2810502175	ナイスケア	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目14番7号	合同会社AKASHI	兵庫県明石市大久保町高丘6丁目17番地の3	令和7年3月1日	居宅介護
2810502175	ナイスケア	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目14番7号	合同会社AKASHI	兵庫県明石市大久保町高丘6丁目17番地の3	令和7年3月1日	重度訪問介護
2810502175	ナイスケア	兵庫県神戸市兵庫区荒田町3丁目14番7号	合同会社AKASHI	兵庫県明石市大久保町高丘6丁目17番地の3	令和7年3月1日	同行援護
2810701652	ボヌール	兵庫県神戸市須磨区中島町2丁目2-1	双葉商工株式会社	兵庫県神戸市須磨区中島町二丁目2番1号	令和7年3月1日	居宅介護
2810701652	ボヌール	兵庫県神戸市須磨区中島町2丁目2-1	双葉商工株式会社	兵庫県神戸市須磨区中島町二丁目2番1号	令和7年3月1日	同行援護
2815202508	訪問介護あいびー神戸事業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬39-18	合同会社あいびー	兵庫県西宮市六湛寺町1番12号perfectlife西宮406	令和7年3月1日	居宅介護
2815202508	訪問介護あいびー神戸事業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬39-18	合同会社あいびー	兵庫県西宮市六湛寺町1番12号perfectlife西宮406	令和7年3月1日	重度訪問介護

2810201190	相談支援事業所ゆるり	兵庫県神戸市灘区高德町1丁目3番9-2	合同会社エムケアーズ	兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町16-47	令和7年3月1日	自立生活援助
2810502167	キラキラストアジオB	兵庫県神戸市兵庫区湊町3丁目1-7マルヨシビル1F2F	株式会社モア	兵庫県神戸市中央区旭通四丁目1番3-3308号	令和7年3月1日	就労継続支援（B型）
2815001959	おてだまさんの店	兵庫県神戸市北区唐櫃台2丁目40番14号	株式会社キユーダイ	兵庫県宝塚市宝梅二丁目4番20号	令和7年3月1日	就労継続支援（B型）
2815001967	さくらplus	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町1丁目2-12	特定非営利活動法人KOTOTUNA	兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町五丁目4番5号	令和7年3月1日	就労継続支援（B型）
2815102625	ファーストstep	兵庫県神戸市中央区布引町2丁目1番12号ユニバーサル布引ビル601号室	株式会社桜ベル	兵庫県神戸市中央区旭通四丁目1番3-411号室	令和7年3月1日	就労継続支援（B型）

神戸市告示第49号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種類
2815200189	ホームヘル プステーシ ョン西神戸 岩岡営業所	兵庫県神戸 市西区竜が 岡 3 丁目 11-3	ファースト メディカル 株式会社	兵庫県明石 市大久保町 大窪 1408 - 2	令和 7 年 2 月 28 日	居宅介護
2815200189	ホームヘル プステーシ ョン西神戸 岩岡営業所	兵庫県神戸 市西区竜が 岡 3 丁目 11-3	ファースト メディカル 株式会社	兵庫県明石 市大久保町 大窪 1408 - 2	令和 7 年 2 月 28 日	重度訪問介 護
2815200759	なごみケア	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 39-18	株式会社ハ ートウォー ミング	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 39-18	令和 7 年 2 月 28 日	居宅介護
2810501078	キラキラ スタジオB	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町 3 丁目 1 番 7 号 マ ルヨシビル 1 F	株式会社 kira kira	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町 3 丁目 1 番 7 号	令和 7 年 2 月 28 日	就労継続支 援（B型）

神戸市告示第50号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2850600277	すくはぐ新長田	兵庫県神戸市長田区若松町三丁目1番1号	合同会社すくはぐ	兵庫県西脇市小坂町74番地	令和7年2月10日	児童発達支援
2850600277	すくはぐ新長田	兵庫県神戸市長田区若松町三丁目1番1号	合同会社すくはぐ	兵庫県西脇市小坂町74番地	令和7年2月10日	放課後等デイサービス

神戸市告示第51号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850500295	こどもはうす たんぽぽ	兵庫県神戸市兵庫区水木通五丁目3番19号	株式会社 A. L. P	兵庫県神戸市兵庫区水木通五丁目3番19号	令和7年3月1日	児童発達支援
2850500295	こどもはうす たんぽぽ	兵庫県神戸市兵庫区水木通五丁目3番19号	株式会社 A. L. P	兵庫県神戸市兵庫区水木通五丁目3番19号	令和7年3月1日	放課後等デイサービス
2850700283	つなぐ	兵庫県神戸市須磨区衣掛町4-1-9-1F	株式会社正見	兵庫県神戸市須磨区桜の杜一丁目8番1-803号	令和7年3月1日	児童発達支援
2850700283	つなぐ	兵庫県神戸市須磨区衣掛町4-1-9-1F	株式会社正見	兵庫県神戸市須磨区桜の杜一丁目8番1-803号	令和7年3月1日	放課後等デイサービス
2850800372	のびしろ垂水駅前教室	兵庫県神戸市垂水区日向二丁目1番1勝見ビル3階	株式会社ノビシロ	兵庫県神戸市垂水区日向二丁目1番1号	令和7年3月1日	児童発達支援

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

2855000424	こどもデイ はれいろ	兵庫県神戸 市北区谷上 東町 19-7 ヴァレ谷上 102 号室	株式会社A ime e	兵庫県神戸 市北区山田 町西下字広 畑 34 番地 の 2	令和 7 年 3 月 1 日	児童発達支 援
------------	---------------	--	----------------	---	-------------------	------------

神戸市告示第52号

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月31日条例第50号）第6条第1項の規定により、次のように神戸市指定有形文化財を指定、同条第52条の規定により、次のように神戸市登録有形文化財を登録、同条第6条第1項及び第7条第1項の規定により、次のように神戸市指定有形文化財の指定を解除する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する有形文化財

種類	名 称	数量	所有者	所 在 地
絵画	絹本著色仏涅槃図	1 幅	宗教法人 念佛寺	神戸市北区有馬町1641
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	宗教法人 念佛寺	神戸市北区有馬町1641
書跡・ 古文書	(追加指定) 大般若経 附 絹本著色釈迦三尊 十六善神図・経 箱・経帙	絹本著色 釈迦三尊 十六善神 図1幅、 経箱12 点、経帙 60点	宗教法人 如意寺	神戸市西区櫨谷町谷口259

2 登録する有形文化財

種類	名 称	数量	所有者	所 在 地
建造物	神戸ハーバーランド煉瓦倉庫（旧三菱倉庫） 北棟・南棟	2 棟	神戸市	神戸市中央区川崎町1丁目 75番地3、94番

3 指定解除する有形文化財

種類	名 称	数量	所有者	所 在 地
絵画	紙本著色平敦盛画像	1 幅	宗教法人 福祥寺	神戸市須磨区須磨寺町4丁目 6－8

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

神戸市告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、水谷自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	水谷自治会
主たる事務所	神戸市西区水谷2丁目17番45号
代表者の氏名	中村 喜一
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目7番45号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 水谷自治会 平成20年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	尾成 修	中村 喜一
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目1番6号	神戸市西区水谷3丁目7番45号

平成21年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中村 喜一	二星 清博
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目7番45号	神戸市西区水谷2丁目18番23号

平成22年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	二星 清博	竹内 明
代表者の住所	神戸市西区水谷2丁目18番23号	神戸市西区水谷2丁目11番6号

平成23年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	竹内 明	大西 繁昭
代表者の住所	神戸市西区水谷2丁目11番6号	神戸市西区水谷2丁目10番21号

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

平成24年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大西 繁昭	中村 和彦
代表者の住所	神戸市西区水谷2丁目10番21号	神戸市西区水谷3丁目4番11号

平成25年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中村 和彦	吉川 正友
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目4番11号	神戸市西区水谷3丁目1番2号

平成26年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉川 正友	中村 広晴
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目1番2号	神戸市西区水谷3丁目5番7号

平成27年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中村 広晴	吉川 昇
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目5番7号	神戸市西区水谷1丁目18番19号

平成28年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉川 昇	大西 幸男
代表者の住所	神戸市西区水谷1丁目18番19号	神戸市西区水谷3丁目2番5号

平成29年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大西 幸男	吉川 勝也
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目2番5号	神戸市西区水谷1丁目19番25号

平成30年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉川 勝也	竹内 明
代表者の住所	神戸市西区水谷1丁目19番25号	神戸市西区水谷2丁目11番6号

令和7年4月8日 神戸市公報第3905号

平成31年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	竹内 明	吉川 政明
代表者の住所	神戸市西区水谷2丁目11番6号	神戸市西区水谷3丁目8番14号

令和3年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉川 政明	梅田 信也
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目8番14号	神戸市西区水谷3丁目1番4号

令和4年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	梅田 信也	竹内 忠文
代表者の住所	神戸市西区水谷3丁目1番4号	神戸市西区水谷2丁目11番22号

令和5年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	竹内 忠文	吉川 典久
代表者の住所	神戸市西区水谷2丁目11番22号	神戸市西区水谷1丁目17番5号

令和6年1月8日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉川 典久	中村 喜一
代表者の住所	神戸市西区水谷1丁目17番5号	神戸市西区水谷3丁目7番45号

神戸市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称
神戸市営住宅退去者滞納家賃等徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者
東京都港区芝浦3丁目16番20号
NTS総合弁護士法人
代表社員 櫻井 宏平
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
 - (1) 住宅使用料
 - (2) 行政財産目的外使用料 等
- 4 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年3月24日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

神戸市告示第55号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託契約の相手方の氏名及び住所

公益財団法人 神戸市スポーツ協会

会長 國井 総一郎

神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第56号

次の港湾施設について、令和7年4月9日から、その供用を休止する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

供用を休止する港湾施設

緑地

名 称	位 置	規 模
六甲マリンパーク	神戸市東灘区向洋町中 9 丁 目 5	2,040 m ²

神戸市告示第57号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定（経過措置適用）に基づき、神戸港港湾関連用地の滞納賃貸借料等にかかる収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

東京都中央区日本橋3-9-1
日本橋三丁目スクエア 12階
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
代表社員 田中 泰雄

2 委託年月日

令和7年4月1日

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条及び第1条の規定により、次のとおり市民の森に指定したので、同条第3項の規定により公告します。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民の森に指定した樹木の集団

指定番号	所在地	面積	樹種
46	神戸市垂水区高丸1丁目3番5号	3,805㎡	クロガネモチ、クスノキ、ヤマモモ等
47	神戸市北区山田町福地字新池98番1、99番、100番、100番1、101番、105番 神戸市北区山田町福地字若王子山7番1、19番 神戸市北区山田町福地字室ノ谷2番18、3番1、4番	18,886㎡	シイ、カシ、クヌギ、ヒノキ等
48	神戸市兵庫区天王町4丁目15番1、15番2、16番1	2,815㎡	クヌギ、エノキ、ヤマモミジ、アラカシ、クスノキ、スギ、メタセコイア等
49	神戸市北区八多町上小名田字寺垣内2365番1、2371番	9,275㎡	クヌギ、カシ、ヤマザクラ、マツ等

2 指定の年月日

令和7年4月1日

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の変更認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので，同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設下水道事業

神戸市公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月5日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市灘区赤坂通3丁目2番3、2番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三
- 3 許可番号
令和6年9月9日 第8201号
（変更許可 令和7年2月25日 第2200号）

消防告示第1号

令和5年度に実施された規制・行政手続き見直し提案制度における提案に基づき、防火対象物の安全避難のあり方を検討することを目的とした学識経験者や関係団体からなる有識者会議での議論等を踏まえ、神戸市火災予防条例第49条第2項ただし書きの規定に基づき火災予防上支障がないと認める措置を、次のとおり定める。

令和7年4月1日

神戸市消防長 栗岡由樹

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(5)項、(6)項及び(16)項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が6,000平方メートル未満の防火対象物で、当該防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分）にスプリンクラー設備、パッケージ型自動消火設備又は共同住宅用スプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備等」という。）を令第12条、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号。以下「92号省令」という。）若しくは特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「40号省令」という。）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- 2 令別表第1(5)項、(6)項イ、ハ及びニ並びに(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないものに限る。）のうち、延べ面積（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項又は(6)項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が6,000平方メートル以上の防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしたとき。
 - (1) 当該防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項又は(6)項イ、ハ若しくはニに掲げる防火対象物の用途に供される部分）にスプリンクラー設備等を令第12条、92号省令若しくは40号省令に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
 - (2) 屋内廊下等に排煙設備を設置し、かつ、延焼拡大を遅延させるための防火区画等を形成することにより、避難経路が煙で充満することを防止した上で、一時避難場所等の安全性が確保された場所に安全かつ速やかに水平避難させ、当該場所から順次、従業員や駆け付けた消防隊等により垂直避難させる対策が講じられていること。
- 3 前1、2に掲げるもの以外の令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（高齢者専用部分又は身体障害者専用部分を含むものを除く。）で、次の(1)又は(2)に掲げる要件を満たしたとき。
 - (1) 階数が2以下の防火対象物で、自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備を令第21条若しくは特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
 - (2) 延べ面積が150平方メートル未満の防火対象物で、屋外の階段を設置されていること。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

消防告示第2号

神戸市火災予防条例（昭和37年条例第6号）第17条に規定する避雷設備の指定（平成19年1月消防告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

神戸市消防長 栗岡由樹

本則中「J I S A 4201-2003」を「J I S Z 9290-3-2019」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に設置されている避雷設備又は令和8年3月31日までにその工事に着手する避雷設備のうち、改正後の告示に適合しないものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月8日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第1号

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和57年9月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第5条 条例第7条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律	(休業補償を行わない場合) 第5条 条例第7条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律

(昭和27年法律第286号)第2条の 規定による監置の裁判の執行のた め監置場に留置されている場合 (2) [略]	(昭和27年法律第286号)第2条の 規定による監置の裁判の執行のた め監置場に留置されている場合 (2) [略]
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行った行為により懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行のため刑事施設に拘置されている者は、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。

市税事務所長の権限に属する事務の専決規程を次のように定める。

令和7年4月1日

市税事務所長 野 崎 重 和

市税事務所長訓令甲第1号

市税事務所長の権限に属する事務の専決規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長から市税事務所長に委任された事務の専決について、必要な事項を定めるものとする。

(部長(市税徴収担当)の専決事項)

第2条 部長(市税徴収担当)の専決事項は、別表に定める部長(市税徴収担当)の決裁区分に属する事項に関するものとする。

(課長の専決事項)

第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

課長共通専決事項

別表に定める課長共通の決裁区分に属する事項に関するものとする。

市民税企画課長専決事項

- (1) 個人の市民税(個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。)の賦課に関するもの(法人税務課長専決事項、市民税第1課長専決事項及び市民税第2課長専決事項に属するものを除く。)
- (2) 個人の市民税(普通徴収に係る個人の市民税及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税を除く。)に関する各種の台帳の整備に関するもの。
- (3) 市税(個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。)に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関するもの(市民税第1課長専決事項及び市民税第2課長専決事項に属するものを除く。)
- (4) 市税に関する証明及び閲覧に係る手数料の調定及び収納に関するもの。
- (5) 市税その他徴収金の収納に関するもの(収税企画課長専決事項及び収納管理課長専決事項に属するものを除く。)

市民税企画課課長専決事項

市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること

市民税第1課長専決事項

- (1) 普通徴収に係る個人の市民税（普通徴収に係る個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）、公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税（公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）その他諸収入金の賦課に関すること（市民税第2課長専決事項に属するものを除く。）。
- (2) 普通徴収に係る個人の市民税及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税に関する各種の台帳の整備に関すること（市民税第2課長専決事項に属するものを除く。）。
- (3) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること（市民税企画課長専決事項及び市民税第2課長専決事項に属するものを除く。）。

市民税第2課長専決事項

- (1) 普通徴収に係る個人の市民税（普通徴収に係る個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）、公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税（公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）その他諸収入金の賦課に関すること（市民税第1課長専決事項に属するものを除く。）。
- (2) 普通徴収に係る個人の市民税及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税に関する各種の台帳の整備に関すること（市民税第1課長専決事項に属するものを除く。）。
- (3) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること（市民税企画課長専決事項及び市民税第1課長専決事項に属するものを除く。）。

法人税務課長専決事項

- (1) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税（給与所得に係る特別徴収に係る個人の県民税及び森林

環境税を含む。次号において同じ。)及び軽自動車税の賦課に關すること。

- (2) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税に關する各種の台帳の整備に關すること。

固定資産税企画課長専決事項

- (1) 別表に定める固定資産税企画課長の決裁区分に属する事項に關すること。
- (2) 固定資産税（償却資産に限る。以下この項において同じ。）及び特別土地保有税の賦課に關すること。
- (3) 地方税法第411条第2項に規定する公示の日以後における固定資産（償却資産に限る。）の価格等の決定及び修正に關すること。
- (4) 固定資産税に關する各種の台帳の整備に關すること。

固定資産税第1課長専決事項

- (1) 別表に定める固定資産税第1課長の決裁区分に属する事項に關すること。
- (2) 地方税法第411条第2項に規定する公示の日以後における東灘区、灘区、中央区、兵庫区及び北区（以下この項において「担当区域」という。）に所在する固定資産（担当区域に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋及び償却資産を除く。）の価格等の決定及び修正に關すること。
- (3) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に關すること。
- (4) 担当区域に係る固定資産税に關する各種の台帳の整備に關すること。

固定資産税第2課長専決事項

- (1) 別表に定める固定資産税第2課長の決裁区分に属する事項に關すること。
- (2) 地方税法第411条第2項に規定する公示の日以後における長田区、須磨区、垂水区及び西区（以下この項において「担当区域」という。）に所在する固定資産（担当区域に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋及び償却資産を除く。）の価格等の決定及び修正に關すること。
- (3) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に關すること。
- (4) 担当区域に係る固定資産税に關する各種の台帳の整備に關すること。

固定資産税第3課長専決事項

- (1) 別表に定める固定資産税第3課長の決裁区分に属する事項に関する事。
- (2) 地方税法第411条第2項に規定する公示の日以後における固定資産(市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に限る。)の価格等の決定及び修正に関する事。
- (3) 固定資産(市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に限る。)に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
- (4) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関する事。

収税企画課長専決事項

- (1) 別表に定める収税企画課長の決裁区分に属する事項に関する事。
- (2) 市税その他徴収金の収納に関する事(市民税企画課長専決事項及び収納管理課長専決事項に属するものを除く。)

収税第1課長専決事項

別表に定める収税第1課長の決裁区分に属する事項に関する事。

収税第2課長専決事項

別表に定める収税第2課長の決裁区分に属する事項に関する事。

収税第3課長専決事項

別表に定める収税第3課長の決裁区分に属する事項に関する事。

収税第4課長専決事項

別表に定める収税第4課長の決裁区分に属する事項に関する事。

特別滞納整理課長専決事項

別表に定める特別滞納整理課長の決裁区分に属する事項に関する事。

収納管理課長専決事項

- (1) 別表に定める収納管理課長の決裁区分に属する事項に関する事。
- (2) 市税その他徴収金の収納に関する事(市民税企画課長専決事項及び収税企画課長専決事項に属するものを除く。)

(専決事項の代決)

第4条 市税事務所長、部長、課長(以下「所長等」という。)に事故があるときは、神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の規定によりその事務

を代行する者が、その専決事項を代決する。

- 2 前項の規定により専決事項を代決した者は、事後速やかに、当該所長等へ報告を行わなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

財務関係事務

1—1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	節	節 名称	細節 名称等	専決 範囲	決裁区分	備考
						課長共通	
01	市税（県民税及び森林環境税を含む）に係る過誤納整理	22	償還金利子及び割引料	一般償還金	全て	○	

1 — 2 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	専 決 範 囲	決裁 区分	備考
			課長 共通	
01	市税その他徴収金（県民税及び森林環境税を含む）の徴収又は過誤納金の戻出	全 て	○	

（注）

- 1 本表における「市税その他徴収金」とは、神戸市市税条例第2条第2号に規定する徴収金をいう。
- 2 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。

1－3 その他

	決裁事項	専決 範囲	決裁区分				備考
			特定部長	特定課長	課長共通	特定職	
01	市税その他徴収金の減免（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て			○		
02	市税その他徴収金の徴収猶予若しくはその取消し、換価の猶予若しくはその取消し、徴収の嘱託、滞納処分又は過誤納整理	全て		○		収税企画課長、収税第1課長、収税第2課長、収税第3課長、収税第4課長、特別滞納整理課長及び収納管理課長	
03	特別土地保有税の徴収猶予及びその取消し	全て		○		固定資産税企画課長、固定資	

						産 税 第 1 課 長、固 定 資 産 税 第 2 課 長 及 び 固 定 資 産 税 第 3 課 長	
04	市税その他徴収金の滞納処分の停止又は不 納欠損処分	1 人 当 た り 滞 納 税 額 が 1,000 万 円 以 下 の も の	○			市 税 事 務 所 部 長（市 税 徴 収 担 当）	

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。

- 2 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 3 本表における「市税その他徴収金」とは、神戸市市税条例第2条第2号に規定する徴収金をいう。

神戸市立学校園教員採用選考試験案内

2026 年度（2025 年度実施）神戸市立学校園教員採用選考試験

出願受付期間 2025 年 4 月 9 日（水）10 時～5 月 9 日（金）17 時まで

適性検査受検期間 2025 年 6 月 6 日（金）～6 月 13 日（金）まで

試験予定日

第 1 次選考（筆記） 2025 年 6 月 14 日（土）

第 1 次選考（面接） 2025 年 6 月 27 日（金）～6 月 28 日（土）のうち 1 日

第 2 次選考（実技） 2025 年 7 月 19 日（土）～8 月 17 日（日）のうち 1 日

第 2 次選考（面接） 2025 年 7 月 28 日（月）～8 月 9 日（土）のうち 1 日

問い合わせ先 神戸市教育委員会事務局教職員人事課任用担当 電話：078-984-0636

FAX：078-984-0650

令和7年4月1日付け神戸市公報第3904号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和7年4月8日

(65ページ 公告 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所)

誤 阪急阪神不動産株式会社 住宅事業本部長 古谷 慎一

正 和田興産株式会社 代表取締役 溝本 俊哉